

# 令和8年度 市民税・県民税申告の手引き

申告書提出期限 3月16日（月）17：00

令和8年度の市民税・県民税は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの1年間に得た所得に対して課税されますので、前年中の所得額及び控除額について申告してください。

## 市民税・県民税の申告が必要な人

### 令和8年1月1日現在、さぬき市に居住している人

ただし、以下の(1)～(3)に該当する人を除きます。

- (1) 税務署に所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する（した）人
- (2) 給与収入のみ（または公的年金等の収入のみ）で、支払先からさぬき市に給与支払報告書（または公的年金等支払報告書）が提出されている人（※）
- (3) 給与収入と公的年金等の収入のみで、支払先からさぬき市に給与支払報告書と公的年金等支払報告書がそれぞれ提出されている人（※）

※支払報告書が提出されているか不明な人は、各支払先に確認してください。

※各種控除の内容に変更または追加がある人は申告が必要です。

所得が全く無かった人でも、所得（課税）証明が必要な場合や国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育料等の各種軽減措置を受けるためには、市民税・県民税の申告をしておく必要があります。

所得税及び復興特別所得税の納付が必要な人や還付を受けたい人等は、確定申告をする必要があります。

さぬき市役所 市民部税務課

〒769-2195 さぬき市志度5385番地8

電話 (087) 894-1118 (直通)

FAX (087) 894-8448

E-mail zeimu@city.sanuki.lg.jp

番号法の施行により、申告書や申請書等に個人番号（マイナンバー）の記入と本人確認書類（番号確認書類と身元確認書類）の提示又は写しの添付が義務付けられました。

### 本人確認書類

#### ◆マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。

#### ◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

##### 番号確認書類

###### 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書  
(マイナンバーの記載があるものに限ります。)  
などのうちいずれか1つ



##### 身元確認書類

###### 《記載したマイナンバーの持ち主であること を確認できる書類》

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 障害者手帳

などのうちいずれか1つ

### ●申告書提出に必要なもの

- 1 申告書
- 2 個人番号（マイナンバー）を確認できる書類（マイナンバーカード、通知カードなど）  
※通知カードなどの場合は、身元確認書類（運転免許証、パスポート、公的医療保険の被保険者証、障害者手帳など）も必要。  
※通知カードの場合、カードに記載された氏名・住所等が住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、番号確認書類として使用可能。
- 3 前年中の所得を証明するもの（源泉徴収票、雇用主の支払証明書、収支内訳書、帳簿など）
- 4 前年中に支払った金額を確認できる控除証明書等（社会保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料などの控除証明書）（医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の場合は一定の取組を明らかにする領収書等、寄附金受領証明書など）
- 5 雑損控除を受ける人は、損害額のわかる書類（工事領収書・明細書）、り災証明書など
- 6 障害者控除を受ける人は、障害者手帳または証明書
- 7 学生の人で勤労学生控除を受ける人は、学生証または在学証明書

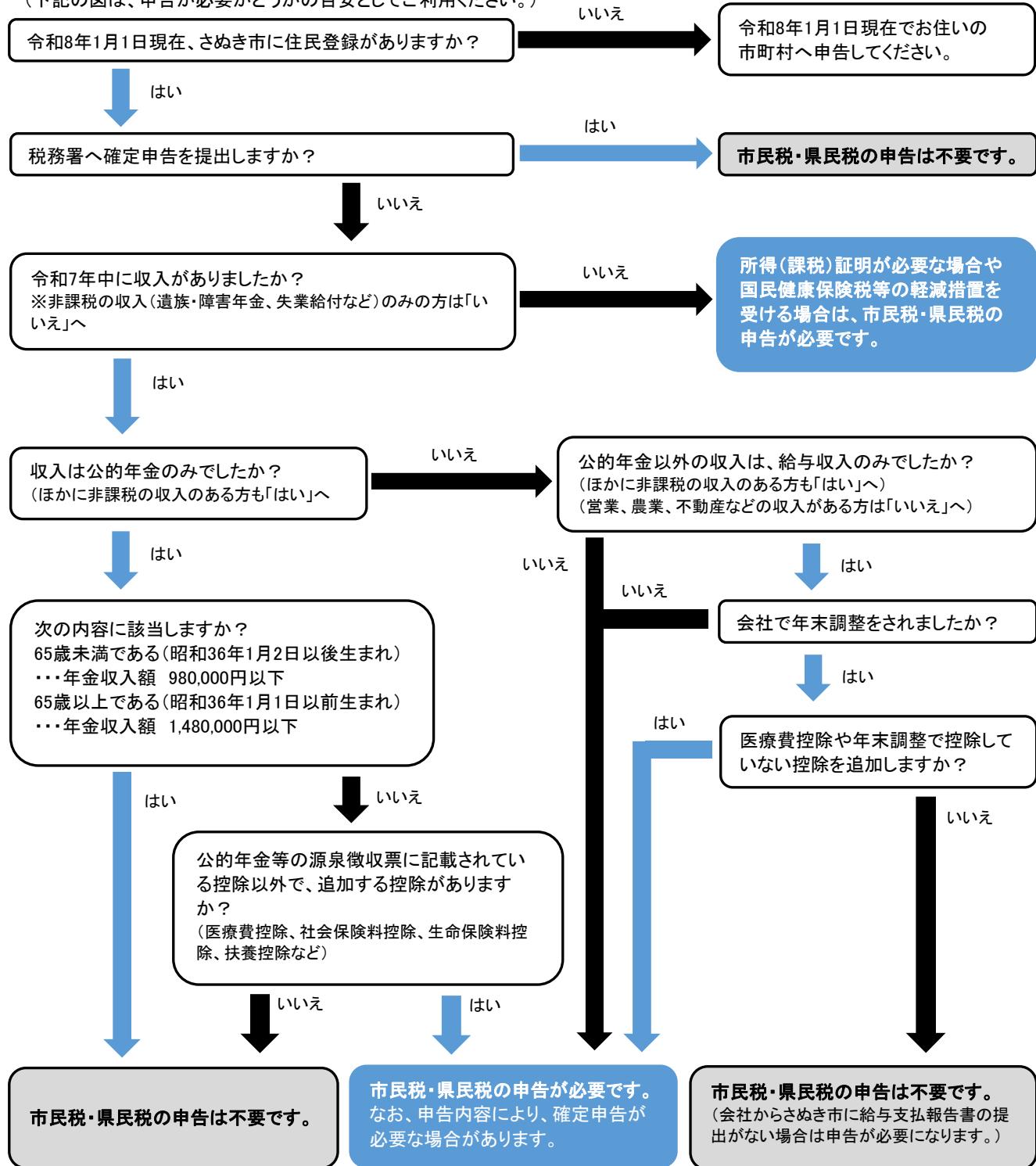
### ●郵送による申告書提出（郵送先：〒769-2195 さぬき市志度 5385 番地8 さぬき市役所 税務課宛）

申告書の提出は、郵送でも受け付けています。その場合は、次のことにご注意ください。

- 1 上記「申告書提出に必要なもの」の2～7に該当する書類（収支内訳書以外の提出資料は、コピーでも差し支えありません。）を必ず申告書に添付してください。  
※被保険者証のコピーを添付する場合は、被保険者等記号・番号等を復元できない程度にマスキングを施されたコピーを添付してください。  
※添付していただいた資料の返却はいたしません。
- 2 申告書の「氏名」欄に氏名を記入し、「個人番号」欄に個人番号、「電話番号」欄に日中連絡がとれる番号（携帯電話可）などを記入してください。

## 申告が必要か確かめてみましょう！

(下記の図は、申告が必要かどうかの目安としてご利用ください。)



### 公的年金等受給者の方へ

公的年金等の収入金額が400万円以下で、他の所得金額が20万円以下の場合、確定申告書の提出は不要です。  
ただし、所得税の還付を受ける場合は、確定申告書の提出が必要になります。

また、確定申告書を提出しない方でも、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない控除を、市民税・県民税の計算に適用するには、市民税・県民税申告書の提出が必要です。

控除の例…医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除、公的年金等から天引きされていない社会保険料控除、源泉徴収票に記載の無い障害者控除、扶養控除など

令和8年度  
(令和7年分)市 県 民 民 税 税 申 告 書  
兼 国 民 健 康 保 险 税 申 告 書

記入例(表)

表

さぬき市長殿	現住所	さぬき市志度5385番地8	業種又は職業	会社員
提出年月日	1月1日現在の住所	同上	電話番号	087-894-1118
年月日	年月日	個人番号	123456789012	
8 3 1	氏名	さぬき 太郎	生年月日	世帯主の氏名
			昭和〇年〇月〇日	続柄
			さぬき 太郎	本人

1

(13) 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料
	源泉徴収票のとおり	160,100 円
	合計	
(15) 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
	新個人年金保険料の計	150,980 円
	介護医療保険料の計	旧個人年金保険料の計
(16) 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計

4

(17)~(19) 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	(17) □ 寡婦控除	(18) □ 死別	(19) □ 勤労学生控除
	(□ 死別 □ 生死不明)	(□ 離婚 □ 未帰還)	(□ ひとり親控除 (学校名))
(20) 障害者控除	1 氏名	障害の程度	級度
	個人番号		
(21)~(22) 配偶者控除、配偶者特別控除、同一生計配偶者	2 氏名	障害の程度	級度
	個人番号		
配偶者	氏名	生年月日	昭和〇年〇月〇日
		配偶者の合計所得金額	円
	個人番号	23456789012	同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)

5

(23) 扶養控除	1 氏名	生年月日	昭和〇年〇月〇日	同居・別居の区分	□ 同居 □ 別居	続柄	母
	個人番号	345678901212			□ 同居 □ 别居	続柄	
2 氏名	生年月日		同居・別居の区分	□ 同居 □ 别居	続柄		
個人番号				□ 同居 □ 别居	続柄		
3 氏名	生年月日		同居・別居の区分	□ 同居 □ 别居	続柄		
個人番号				□ 同居 □ 别居	続柄		
4 氏名	生年月日		同居・別居の区分	□ 同居 □ 别居	続柄		
個人番号				□ 同居 □ 别居	続柄		

6

(24) 扶養親族等控除	1 氏名	生年月日	同居・別居の区分	□ 同居 □ 别居	続柄	
	個人番号			□ 同居 □ 别居	続柄	
	2 氏名	生年月日	同居・別居の区分	□ 同居 □ 别居	続柄	
個人番号				□ 同居 □ 别居	続柄	
3 氏名	生年月日	同居・別居の区分	□ 同居 □ 别居	続柄		
個人番号				□ 同居 □ 别居	続柄	

当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に○を記入してください

(25) 雜損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
		・	
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
円	円	円	
(26) 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	
	500,000 円	200,000 円	

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

事業	営業等	ア	円
農業	イ		
不動産	ウ		
利子	エ		
配当	オ		
給与	力	2,365,740	
公的年金等	キ	339,200	
業務	ク		
その他	ケ		
総合譲渡	コ		
短期	サ		
長期			
一時	シ		
事業	営業等	①	
農業	②		
不動産	③		
利子	④		
配当	⑤		
給与	⑥	1,574,800	
公的年金等	⑦	0	
業務	⑧		
その他	⑨		
合計	(7)+(8)+(9)	10	
総合譲渡・一時	11		
合計	12	1,574,800	
社会保険料控除	13		
小規模企業共済等掛金控除	14		
生命保険料控除	15		
地震保険料控除	16		
寡婦、ひとり親控除	17~18		
勤労学生、障害者控除	19~20		
配偶者(特別)控除	21~22		
扶養控除	23		
特定親族特別控除	24		
基礎控除	25		
⑬から⑭までの合計	26		
雑損控除	27		
医療費控除	28		
合計	(26)+(27)+(28)	29	

記入不要

地方税法附則第4条第4項規定の適用を選択する場合には、「区域課税」欄の「□」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納付方法

□ 給与から差引き(特別徴収)  
□ 自分で納付(普通徴収)

8

「個人番号欄には、個人番号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号)の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。」を記載してください。

# 市民税・県民税申告書の記載要領 申告書（表）

添付資料については、手引き 15 ページの「添付又は提示すべき書類」を参照してください。

## ① 申告者について

申告者の住所、氏名、個人番号などを記入してください。

電話番号は日中に連絡がとれる番号（携帯電話可）を記入してください。

「1月1日現在の住所」欄には、令和8年1月1日の住所が現住所と異なる場合に記入してください。

## ② 収入金額等について

収入の種類ごとに収入金額を記入してください。

## ③ 所得金額について

手引き 9 ページの所得金額の計算方法や所得計算表をもとに所得金額を計算し、所得の種類ごとに所得金額を記入してください。

所得が全くない場合は、合計欄⑫に「0」を記入してください。

申告書（裏）の該当する事項について、収入金額、必要経費などを記入してください。

## ④ 所得から差し引かれる金額に関する事項について

社会保険の種類ごとに支払った保険料を記入してください。

生命保険料及び地震保険料について、種類ごとに保険料の計を記入してください。

## ⑤ 本人の状況について

寡婦・ひとり親控除、勤労学生控除について、該当する場合は□に✓（チェック）を記入してください。勤労学生控除を受ける人は、学校名を記入してください。

障害者控除について、氏名、個人番号、障害の程度を記入してください。

## ⑥ 扶養の状況について

該当する場合は、氏名、個人番号、生年月日などを記入し、同居・別居の区分について、□に✓（チェック）を記入してください。配偶者特別控除を受ける人は、配偶者の合計所得金額を記入してください。

扶養控除の控除額は、手引き 11 ページの控除額を記入してください。

配偶者控除や扶養控除を申告される場合は、同じ人を複数の人が扶養申告した状態の「重複扶養」に十分ご注意ください。

## ⑦ 医療費控除について

医療費控除又はセルフメディケーション税制を申告する場合は、医療費控除又はセルフメディケーション税制の明細書を作成し、支払った医療費等、保険金などで補填される金額を記入してください。

## ⑧ 市民税・県民税の納付方法について

給与や公的年金等に係る所得とそれ以外の所得がある場合に、給与や公的年金等に係る所得以外の所得分に対する市民税・県民税を、給与から差し引く（特別徴収）か、自分で納付（普通徴収）かを選択できます。希望する方法の□に✓（チェック）を記入してください。

## 記入例(裏)

## 6 給与所得の内訳

日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。

月	日給	勤務日数	月収
1	円		円
2			
3			
4			
5			
6			
7	(9)		
8			
9			
10			
11			
12			
賞与等			円
合計			
勤務先所在地			
勤務先名			
電話番号			

## 7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必安社員	自己中古特別控除額
		円	円	円

該当する事項について、記入してください

## 8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
		.	円	円
		.		
		.		

## 9 税所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
		円	円

## 10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
総合譲渡	短期	円	円	イ	円
	長期				ロ
一時					ハ

右のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。  
右の二の金額を表面の⑪の所得金額欄へ記入してください。

二 合計 イ+[(ロ+ハ)×1/2]

## 11 事業専従者に関する事項

1 氏名		統柄		生年月日		専従者給与(控除)額	
個人番号			従事月数				
2 氏名		統柄		生年月日		専従者給与(控除)額	
個人番号			従事月数				
3 氏名		統柄		生年月日		専従者給与(控除)額	
個人番号			従事月数				
所得税における青色申告の承認の有無				承認あり・承認なし		合計額	

## 13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額
損益通算の特例適用前の不動産所得	円
資産の種類	
事業用資産の譲渡損失など	損失額、被災損失額(白) 円
前年中の開廃業	開始・廃止月日
□ 他都道府県の事務所等	

## 12 別居の扶養親族等に関する事項

1 氏名		個人番号		住所		国外居住	□配偶者 □留学 □障害者 □30歳未満又は70歳以上 □38万円以上の支払
2 氏名		個人番号		住所		国外居住	□配偶者 □留学 □障害者 □30歳未満又は70歳以上 □38万円以上の支払
3 氏名		個人番号		住所		国外居住	□配偶者 □留学 □障害者 □30歳未満又は70歳以上 □38万円以上の支払

## 14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	円
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)	
条例指定分	都道府県
	市区町村

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。

(13)

## 15 所得金額調整控除に関する事項

1 氏名		統柄		生年月日		特別障害者に該当する場合		級度	別居の場合の住所
個人番号									

# 市民税・県民税申告書の記載要領 申告書（裏）

添付資料については、手引き15ページの「添付又は提示すべき書類」を参照してください。

## ⑨ 給与所得の内訳について

日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は月別の収入金額や賞与額等を記入し、給与収入の合計額を申告書（表）の収入金額等の給与欄（カ）に記入してください。

## ⑩ 配当所得に関する事項について

「収入金額」は、税額が差し引かれる前の金額を記入してください。「必要経費」は、株式を購入したり出資したりするために借り入れた負債に係る利子の金額を記入してください。

## ⑪ 雑所得（公的年金等以外）に関する事項について

種目には、原稿料、シルバー人材センター分配金、個人年金などと記入してください。生命保険契約の年金などは、生命保険会社などが発行する支払明細書などを参考にしてください。

## ⑫ 事業専従者に関する事項について

生計を一にする配偶者やその他の親族（15歳以上に限る）で、あなたの事業に専ら従事した方がいる場合に、その方の氏名、続柄、生年月日、個人番号、専従者給与（控除）額、従事月数を記入してください。

白色申告の場合は、その事業専従者1人につき、次のアカイのいずれか少ない方の金額を記入してください。

ア 860,000円（配偶者以外の場合は500,000円）

イ 事業専従者控除額を差し引く前の所得金額 ÷ （事業専従者の数 + 1）

## ⑬ 寄附金に関する事項について

令和7年中に次のアからウの団体に対して支払った寄附金の合計額が2,000円を超える場合に記入してください。なお、アの団体に支払った寄附金のうち、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の申請を行ったものについては、申告書を提出することで特例の適用を受けることができなくなります。寄附金税額控除を受けようとする場合は、その寄附金もあわせて申告し、寄附金の受領証を添付してください。

ア 都道府県、市区町村分

イ 所在地の共同募金会、日赤支部分

ウ 条例指定分（県・市）

## 令和 8 年度（令和 7 年分） 医療費控除の明細書

## 記入例

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所 さぬき市志度5385番地8

氏名

さぬき 太郎

## 1 医療費通知に関する事項

医療費通知（※）を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。  
※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをおいいます。

(例: 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者  
④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が  
支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円	円	円
56,753	52,600	

## 2 医療費（上記1以外）の明細

「領収書1枚」ごとではなく、  
「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

### 3 控除額の計算

支払った医療費	(合計) 500,000 円	A	申告書（表）の「所得から差し引かれる金額に関する事項」の医療費控除欄に転記します。
保険金などで補てんされる金額	200,000	B	
差引金額 (A - B)	300,000	C	
所得金額の合計額	1,574,800	D	申告書（表）の「所得金額」の合計欄の金額を転記します。
D × 0.05 赤字のときは0円	78,740	E	
Eと10万円のいずれか少ない方の金額	78,740	F	
医療費控除額 (C - F)	最高200万円、赤字のときは0円	G	申告書（表）の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。
	221,260		

# 医療費控除の明細の記載要領

※この明細書は、医療費控除を受ける場合に使用します。この控除を受ける方はセルフメディケーション税制による控除を受けることができませんので、ご注意ください。

## 1 医療費通知に関する事項

医療費通知を添付する場合、明細書の（1）～（3）を記入してください。

※医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類です。

※自己または生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費等に限ります。

### （1）医療費通知に記載された医療費の額

自分が負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は全て合計し、記入します。

### （2）（1）のうちその年に実際に支払った医療費の額

（1）のうち、その年に実際に支払った医療費の額を記入します。

※医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので領収書をご確認ください。

### （3）（2）のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額

保険金や給付金（入院費給付金、出産育児一時金、高額医療費など）がある場合、その金額を記入します。

※保険金等で補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の額を限度として差し引きます。

## 2 医療費（上記1以外）の明細

領収書から必要事項を記入します。1で記入したものについては、記入しないでください。

### （1）医療を受けた方の氏名

医療を受けた方の氏名を記入します。

### （2）病院・薬局などの支払先の名称

診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局等の支払先の名称を記入します。

### （3）医療費の区分

医療費控除の内容として該当するものをチェックします。

### （4）支払った医療費の額

医療費控除の対象となる金額を記入します。

### （5）（4）のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額

上記1の（3）と同様です。

## 添付または提示が必要な書類

●医療費控除の明細書【添付】

●医療費通知【添付】

●次の費用等について医療費控除を受ける場合、それぞれ該当する「証明書」など  
【添付または提示】

- ・寝たきりの人のおむつ代 ⇒ 医師が発行した「おむつ使用証明書」  
※おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、長寿介護課が発行する（おむつ使用）確認書
- ・温泉利用型健康増進施設の利用料金 ⇒ 温泉療養証明書
- ・ストマ用装具の購入費用 ⇒ ストマ用装具使用証明書
- ・B型肝炎患者の介護に当たる同居の親族が受ける同ワクチンの接種費用  
⇒ 医師の診断書
- ・白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用 ⇒ 処方箋
- ・市町村または認定民間事業者による在宅療養の介護費用 ⇒ 在宅介護費用証明書

【1 収入金額等】、【2 所得金額】

収入の種類		収入の概要	所得金額の計算方法	提出するもの
事業	営業等	小売業、製造業、理容業、サービス業、保険外交員、集金人、大工などによる収入	所得金額=収入金額－必要経費	収支内訳書 報酬等の支払調書
	農業	農産物の生産、果樹の栽培、家畜の飼育などによる収入	所得金額=収入金額－必要経費	収支内訳書
不動産		地代、家賃、土地や家屋の権利金など	所得金額=収入金額－必要経費	収支内訳書
利息		源泉分離課税以外の利子収入 <b>※国内の銀行等に預けた預貯金の利子は申告不要。</b>	所得金額=収入金額	なし
配当		株式の配当金、出資の配当金、剩余金の分配金などの収入 <b>※住民税 5%が特別徴収された上場株式等に係る配当所得等は、原則申告不要です。また、非上場株式の配当など（農協出資配当など）は、住民税においては総合課税で申告しなければならない配当となります。</b>	所得金額=収入金額－株式等を取得するための負債利子	支払通知書など
給与		給与、賃金、賞与、事業専従者の給与収入など	計算表参照 (P12)	源泉徴収票
雑	公的年金等	国民年金、厚生年金及び各種共済年金などの収入 <b>※障害者年金や遺族年金は非課税</b>	計算表参照 (P12)	源泉徴収票
	業務	副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの 原稿料等、シルバー人材センターからの分配金、太陽光発電によって得た売電などの収入	計算表参照 (P13)	支払調書など
	その他	生命保険契約等に基づく年金（個人年金）など、公的年金等や業務以外の収入	計算表参照 (P13)	支払調書など
総合譲渡	短期	書画、骨とう品など土地建物、株式等以外の資産の譲渡による収入のうち、その資産の取得の日以後5年以内に譲渡したもの	所得金額=収入金額－必要経費－特別控除額 <b>特別控除額=最高 50 万円</b>	収入金額や経費が分かるもの
	長期	書画、骨とう品など土地建物、株式等以外の資産の譲渡による収入のうち、その資産の取得の日以後5年を超えてから譲渡したもの	所得金額= (収入金額－必要経費－特別控除額) ÷ 2 <b>特別控除額=最高 50 万円</b>	収入金額や経費が分かるもの
一時		生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金などの収入	所得金額= (収入金額－必要経費－特別控除額) ÷ 2 <b>特別控除額=最高 50 万円</b>	支払調書など

※郵送の場合、収支内訳書以外の提出書類は、コピーでも差し支えありません。

【3所得から差し引かれる金額に関する事項】、【4所得から差し引かれる金額】

控除の種類	控除の条件など	計算方法・控除額	提出するもの	
社会保険料控除	後期高齢者医療保険料、国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料など （※1）	支払った金額を控除	領収書又は支払証明書など	
小規模企業共済等掛金控除	第一種小規模企業共済掛金、確定拠出年金法の年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金など	支払った金額を控除	支払った掛金額の証明書	
生命保険料控除	生命保険や個人年金保険、介護医療保険などの保険料や掛金を支払った場合	計算表参照（P13）	生命保険料控除証明書	
地震保険料控除	住宅や家財などの損害保険契約に係る地震等損害部分の保険料や掛金、または、旧長期損害保険料を支払った場合	計算表参照（P13）	地震保険料控除証明書	
ひとり親控除	婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子（総所得金額等が58万円以下）を有する単身者（合計所得金額が500万円以下に限る） <b>※住民票の続柄が「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は対象外</b>	30万円	なし	
寡婦控除	夫と離婚した後婚姻をしていない方で子以外の扶養親族がいる方、夫と死別した後婚姻をしていない方や夫が生死不明などの方（いずれも合計所得金額が500万円以下に限る） <b>※住民票の続柄が「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は対象外</b>	26万円	なし	
勤労学生控除	大学や高校などの学生で、合計所得金額が75万円以下であり、そのうち給与所得等以外の所得金額が10万円以下の方 <b>※□にチェックして、学校名を記入してください。</b>	26万円	学生証又は在学証明書など	
障害者控除	障害者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をもっている方や、障害福祉課から「障害者控除対象者認定書」が交付された方	26万円	障害等級の分かる手帳又は障害者控除対象者認定書
	特別障害者	障害者のうち、身体障害者手帳に障害の程度が1級又は2級と記載されている方、療育手帳に障害の程度がA又はⒶと記載されている方、精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級と記載されている方など、身体や精神の障害の程度が重い方	30万円	障害等級の分かる手帳又は障害者控除対象者認定書
	同居特別障害者	特別障害者のうち、あなたやあなたの配偶者又はあなたと生計を一にするその他の親族と同居している方	53万円	障害等級の分かる手帳又は障害者控除対象者認定書

（※1）生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る公的年金等から直接差し引かれる介護保険料、後期高齢者医療保険料等は、あなたの控除の対象にはなりません。

**※郵送の場合、収支内訳書以外の提出書類は、コピーでも差し支えありません。**

控除の種類	控除の条件など	計算方法・控除額	提出するもの
配偶者控除・配偶者特別控除	次のア、イのいずれかに該当する場合 ア あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者（他の納税者の扶養親族とされている方や事業専従者を除く）の令和7年中の合計所得金額が58万円以下の方 イ あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者（事業専従者を除く）の令和7年中の合計所得金額が58万円を超え133万円以下の方 <b>※配偶者の氏名、個人番号、生年月日を記入してください。(※1)</b>		
	上記アに該当する方（配偶者控除の適用を受ける方）	計算表参照 (P14)	なし
	上記イに該当する方（配偶者特別控除の適用を受ける方） <b>※配偶者の合計所得金額を記入してください。</b>		なし
扶養控除	あなたと生計を一にする令和7年中の合計所得金額が58万円以下の親族（事業専従者を除く）を扶養している場合 <b>※該当する方の氏名、個人番号、生年月日、同居・別居の区分（該当の□にチェックしてください）、続柄、控除額を記入してください。(※1)</b>		
	一般 年齢16歳以上19歳未満の方（平成19年1月2日から平成22年1月1日までに生まれた方）及び年齢23歳以上70歳未満の方（昭和31年1月2日から平成15年1月1日までに生まれた方）	33万円	なし
	特定 年齢19歳以上23歳未満の方（平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた方）	45万円	なし
	老人 年齢70歳以上の方（昭和31年1月1日以前に生まれた方）	38万円	なし
	同居老親等 年齢70歳以上の方のうち、父母などで同居している方	45万円	なし
特定親族特別控除	年齢19歳以上23歳未満の方で、令和7年中の合計所得金額が58万円を超える123万円以下の方	計算表参照 (P14)	なし
基礎控除	合計所得金額が2,400万円以下の方 <b>※納税義務者の合計所得金額が2,400万円超の場合には、段階的に控除額が変わります。</b>	43万円	なし
雑損控除	災害、盗難、横領などにより住宅や家財などに損害を受けた場合	(損失額-保険金等で補てんされた金額)-総所得金額等の10%と(災害関連支出-5万円)のいずれか多い方の金額	領収書など
医療費控除	あなたやあなたと生計を一にする親族のために医療費を支払った場合	従来の医療費控除を選択する場合は、(支払った医療費の合計額-保険金等の補てん額)-（所得の合計の5%か10万円のいずれか少ない方の金額）（限度額200万円） セルフメディケーション税制を選択する場合は、特定一般用医薬品等購入費-1万2千円（限度額8万8千円）	・医療費控除の明細書（領収書の添付は不要） ・セルフメディケーション税制の明細書及び一定の取組を明らかにする各種健診結果のコピーなど
16歳未満の扶養親族（控除対象外）	あなたに平成22年1月2日以降に生まれた扶養親族がいる場合 <b>※市・県民税の非課税判定等は16歳未満の扶養親族の数を含めて行いますので、該当する方の氏名、個人番号、生年月日、同居・別居の区分（該当の□にチェックしてください。）、続柄を記入してください。(※1)</b>		

(※1) 別居している場合は、申告書裏面の「12 別居の扶養親族等に関する事項」に氏名、個人番号、住所を記入してください。

**※郵送の場合、収支内訳書以外の提出書類は、コピーでも差し支えありません。**

## 所得計算表

### 給与所得

A	給与等の収入金額	円
---	----------	---

申告書の「1 収入金額等」の力に「A」の金額を転記してください。「A」の金額を下の表に当てはめて計算し、申告書の「2 所得金額」の⑥にその金額を転記してください。

【給与所得金額速算表】 ( $B = A \div 4$  (千円未満切捨))

給与収入金額 (A)	給与所得金額
～ 650,999 円	0円
651,000 ～ 1,899,999 円	A - 650,000円
1,900,000 ～ 3,599,999 円	$B \times 2.8 - 80,000$ 円
3,600,000 ～ 6,599,999 円	$B \times 3.2 - 440,000$ 円
6,600,000 ～ 8,499,999 円	$A \times 0.9 - 1,100,000$ 円
8,500,000 円以上	A - 1,950,000円

### 雑所得

A	公的年金等の収入金額	円
---	------------	---

申告書の「1 収入金額等」のキに「A」の金額を転記してください。「A」の金額を下の表に当てはめて計算し、申告書の「2 所得金額」の⑦にその金額を転記してください。

【公的年金等速算表】

昭和36年1月2日以後に生まれた方 (65歳未満)			
年金収入金額 (A)	年金所得金額 (B)		
	公的年金等雑所得以外の所得にかかる合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
～ 1,300,000 円	A - 600,000円	A - 500,000円	A - 400,000円
1,300,001 ～ 4,100,000 円	$A \times 0.75 - 275,000$ 円	$A \times 0.75 - 175,000$ 円	$A \times 0.75 - 75,000$ 円
4,100,001 ～ 7,700,000 円	$A \times 0.85 - 685,000$ 円	$A \times 0.85 - 585,000$ 円	$A \times 0.85 - 485,000$ 円
7,700,001 ～ 10,000,000 円	$A \times 0.95 - 1,455,000$ 円	$A \times 0.95 - 1,355,000$ 円	$A \times 0.95 - 1,255,000$ 円
10,000,001 円以上	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円

昭和36年1月1日以前に生まれた方 (65歳以上)

年金収入金額 (A)	年金所得金額 (B)		
	公的年金等雑所得以外の所得にかかる合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
～ 3,300,000 円	A - 1,100,000円	A - 1,000,000円	A - 900,000円
3,300,001 ～ 4,100,000 円	$A \times 0.75 - 275,000$ 円	$A \times 0.75 - 175,000$ 円	$A \times 0.75 - 75,000$ 円
4,100,001 ～ 7,700,000 円	$A \times 0.85 - 685,000$ 円	$A \times 0.85 - 585,000$ 円	$A \times 0.85 - 485,000$ 円
7,700,001 ～ 10,000,000 円	$A \times 0.95 - 1,455,000$ 円	$A \times 0.95 - 1,355,000$ 円	$A \times 0.95 - 1,255,000$ 円
10,000,001 円以上	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円

## 所得計算表

### 雑所得（公的年金以外の雑所得がある場合）

申告書の「1 収入金額等」の⑧又は⑨に「C」の金額を転記してください。	
C 公的年金以外の雑所得の収入金額	円
D 必要経費	円 E C - D (差引金額)

※雑所得は、他の所得とは損益通算が行えませんが、雑所得内部での通算は可能です。

## 所得控除計算表

### 【生命保険料控除額】

①新制度（一般・介護医療・個人年金）		②旧制度（一般・個人年金）	
支払保険料（A）	控除額	支払保険料（A）	控除額
12,000円以下	全額	15,000円以下	全額
12,001円～32,000円	$A \times 0.5 + 6,000$ 円	15,001円～40,000円	$A \times 0.5 + 7,500$ 円
32,001円～56,000円	$A \times 0.25 + 14,000$ 円	40,001円～70,000円	$A \times 0.25 + 17,500$ 円
56,000円超	28,000円	70,000円超	35,000円

※最高限度額 合計で70,000円

### 【地震保険料控除額】

	支払保険料（A）	控除額
①地震保険料	50,000円以下	$A \times 0.5$
	50,000円超	25,000円
②旧長期損害保険料	5,000円以下	全額
	5,001円～15,000円	$A \times 0.5 + 2,500$ 円
	15,000円超	10,000円

※最高限度額 合計で25,000円

※1つの契約で、地震保険と旧長期損害保険の2つの掛金がある場合は、どちらか一方の控除となります。

## 所得控除計算表

### 【配偶者控除額】

	あなた（納税義務者）の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
一般の控除対象配偶者（69歳以下） (昭和31年1月2日以降に生まれた人)	33万円	22万円	11万円	0円
老人控除対象配偶者（70歳以上） (昭和31年1月1日以前に生まれた人)	38万円	26万円	13万円	

### 【配偶者特別控除額】

配偶者の合計所得金額	あなた（納税義務者）の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
58万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円	0円
100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円	
105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円	
110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円	
115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円	
120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円	
125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円	
133万円超		0円		

### 【特定親族特別控除額】

※年齢19歳以上23歳未満の親族等で控除対象扶養親族（特定扶養親族）に該当しない

親族等の合計所得金額	控除額	親族等の合計所得金額	控除額
58万円超～95万円以下	45万円	110万円超～115万円以下	11万円
95万円超～100万円以下	41万円	115万円超～120万円以下	6万円
100万円超～105万円以下	31万円	120万円超～123万円以下	3万円
105万円超～110万円以下	21万円	123万円超	0円

## 申告に必要なもの（郵送するときに同封するもの）

### ◎申告書を提出する全ての人が必要なもの

チェック欄

市民税・県民税申告書	<input type="checkbox"/>
個人番号（マイナンバー）と身元確認ができる書類 (詳しくはこの手引きにある「申告書提出に必要なもの」を参照してください。)	<input type="checkbox"/>

### ◎申告書を提出する人の収入や適用する控除ごとに必要なもの

(注) 根拠が確認できない場合は、控除が認められないことがありますので注意してください。

項目等	添付又は提示すべき書類	チェック欄
収入に関する資料	営業等	<input type="checkbox"/>
	農業	<input type="checkbox"/>
	不動産	<input type="checkbox"/>
	配当	<input type="checkbox"/>
	給与	<input type="checkbox"/>
	公的年金等	<input type="checkbox"/>
	業務	<input type="checkbox"/>
	その他	<input type="checkbox"/>
	総合譲渡	<input type="checkbox"/>
	一時	<input type="checkbox"/>
控除に関する資料	社会保険料控除	<input type="checkbox"/>
	小規模企業共済等掛金控除	<input type="checkbox"/>
	生命保険料控除	<input type="checkbox"/>
	地震保険料控除	<input type="checkbox"/>
	勤労学生控除	<input type="checkbox"/>
	障害者控除	<input type="checkbox"/>
	雑損控除	<input type="checkbox"/>
医療費控除 (※1)	従来の医療費控除	<input type="checkbox"/>
	セルフメディケーション税制	<input type="checkbox"/>
	寄附金税額控除	<input type="checkbox"/>

(※1) 従来の医療費控除かセルフメディケーション税制のいずれか一方を選択して適用を受けることになります。

(※2) 詳しくは、厚生労働省ホームページに掲載の「一定の取組の証明方法について」を参照してください。

## その他の

- 郵送の場合、収支内訳書以外の提出資料は、コピーでも差し支えありません。
- 市民税・県民税が課税となる人には、毎年6月中に納税通知書を送付します。給与からの天引き（特別徴収）によって納付する人には、勤務先を通して通知します。なお、非課税の人には納税通知書を送付していません。